

広報つるがしま有料広告掲載基準

(平成 30 年 2 月 1 日決裁)

1 趣旨

この基準は、鶴ヶ島市有料広告掲載等取扱要綱（平成 17 年告示第 79 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 広告の位置、規格及び掲載料

広告の位置、規格及び掲載料は、別表の掲げるとおりとする。なお、広告欄の印刷は墨 1 色とする。

3 掲載の申込み

広告の掲載をしようとする者は、広報つるがしま発行月の前々月の 20 日までに市長に申し込まなければならない。

4 版下原稿の提出

掲載を可とされた者は、版下原稿（「広告」と問合先は必ず表記する。）を、原則としてその発行月の前月の 5 日までに市に提出しなければならない。なお、版下原稿がデータの場合は、出力したものを添付する。

5 広告の掲載に係る料金の納付

広告の掲載に係る料金は、原則として通知後 14 日以内に納付するものとする。

6 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

7 適用

この基準は平成 30 年 2 月 1 日から適用する。

別表（2 関係）

広告の位置、規格及び掲載料

位 置	規 格	掲 載 料
「広報つるがしま」のページ下部	1 枠 (縦 48mm×横 178mm)	1 回当たり 30,000 円
	1 枠の 2 分の 1 相当 (縦 48mm×横 88mm)	1 回当たり 15,000 円